

- * 2011年4月からの0.4%の年金引き下げを凍結せよ
- * 年金の受給資格期間25年を、当面10年に短縮せよ
- * 基礎年金の国庫負担分については、3.3万円を65歳以上のすべての人に支給せよ
- * 全額国庫負担による最低保障年金制度をつくれ
- * 後期高齢者医療制度をただちに廃止し、老人保健制度に戻せ
- * 「宙に浮いた・消えた・消された」年金記録は、1人の犠牲者も出さず解決せよ
- * 消費税の増税に反対

今年は、1961年（昭和36年）4月1日に国民年金制度ができて50年になります。

当時、「**国民皆年金**」と喧伝されましたが、現実はどうでしょうか。国民年金のみを受給する人の年金額の平均は、月額4万9千円、100万人を超える無年金者、1,000万人を超える低年金者が存在します。

現行年金制度の欠陥を、高齢者の生活実態が具体的に示しています。

*** 質問にお答えします。**

Q、年金を口座への振込みでなく、郵貯銀行（郵便局）の窓口で現金で受け取れるそうですが

A、年金は、郵貯銀行（郵便局）の窓口で現金で受け取れます。NHKが、「保険料滞納や借金があり、年金を全額差し押さえられた人が自殺した」という内容を放映しました。そのなかでこの問題が出たのですが、放送では説明が不十分でした。各種税金・国民健康保険料（税）などが上がり続け、これらが年金から天引きされるため、年金の手取りが減り続けています。高齢者は、貯金をとり崩したり、借金をしたりして生活の工面をしています。このようななかで、差押さえの問題が起きています。

法律は、年金そのものを差し押さえすることはできないとしていますが、現実には、「口座に振り込まれた年金は、年金ではなく金融財産である」として差押えが行われています。この理屈は納得しがたいのですが、これを突破する方法はあります。年金事務所の窓口に行って、「年金を口座振り込みではなく、郵貯銀行で現金で受け取りたいので手続きしたい」と申し出てください。手続きが済むと、あとは年金支払い月に送られてくる通知書等を郵貯銀行（郵便局）に持参し、現金で年金を受け取ることができます。以前はかなりの人がこの制度を利用していましたが、いまは少なくなりました。年金事務所の窓口では、担当者が知らない場合がありますから、「この制度が残っていることは、厚生労働省年金局に確かめてある」と言ってください。多くの人に知っておいて欲しい制度です。

Q、年金が0.4%引き下げられるそうですが納得できません。

A、2004年の年金改定で、物価スライド、賃金スライド、マクロ経済スライドを組み合わせ、年金額の水準を抑える仕組みが取り入れられました。

これまでのところ、マクロ経済スライドは使われていませんが、年金水準を守り、年金生活を安定させるため、年金受給者も加入者も、この年金額の水準を引き下げる複雑な仕組みを知り、変えさせる必要があります。

毎年1月末に総務省から発表される「全国消費者物価指数」に基づいて、4月からの年金額が改定されますが、2010年(1月から12月)の全国消費者物価指数は、対前年比で0.7%の下落と発表されました。

政府は法律どおり2011年4月から、0.7% - 0.3% = 0.4%引き下げると発表しました。0.3%は、物価上昇時に年金を上げなかった分を調整したものです。

0.4%の引き下げは、厚生年金、共済年金、国民年金が対象ですが、さらに各種福祉手当の引き下げに及びます。民主党政府は、今後、閣議決定をして政令を公布、4月1日施行するとしています。

問題点として、2000年・2001年・2002年は、景気が落ち込み前年の物価が3年で合計1.7%下落しましたが、自公政府は、景気対策として年金を下げないで凍結しました。年金引き下げは、さらに景気を冷え込ませますから今回も凍結すべきであること、年金の物価スライドは、全国消費者物価指数ではなく、高齢者の生活実態に合った物価指数を検討すべきであること、国は、過去の景気対策による凍結分を含め、現在の年金は2.5%高くなっていると、将来物価が上がったときに、年金を上げないで2.5%を相殺するとしています。

3月31日までに、「年金引き下げ凍結法案」(仮称)を成立させ、年金引き下げを阻止し、年金生活を守りたいものです。

年金者組合は、北海道から沖縄まで、47都道府県に県本部があり、837の支部があり、全国津々浦々で年金相談を行っています組合員、非組合員を問わず、皆様からのご相談、ご質問をお受けしています。遠慮なくご連絡ください。

予告

年金相談室通信 22号を3月1日発行します。①運用3号問題 ②年金者組合の要求「基礎年金の国庫負担分3.3万円を65歳以上のすべての人に」を載せます。

.....

年金相談日は、毎週、火曜日と木曜日、午前11時から午後4時までです。

電話でのご相談は、03-5978-2751 FAXは、03-5978-2777

E-mail/honbu@nenkinsha-u.org

***電話・FAX・メール・手紙等で、相談・質問・意見、何でもお寄せください。**

(全日本年金者組合・中央年金相談室 阿久津嘉子)